

鹿角市告示第63号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：財委－5 市有地草刈等管理業務 委託内容：市有地の除草作業（市内21箇所） 委託期間：契約日～令和2年 8月 7日
(2) 契約の相手方に必要な資格	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第2条第2項各号のいずれかに該当する施設であること。
(3) 契約相手方の決定方法	契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であるか確認し、契約締結する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：令和2年 5月18日（月）12時 提出先：総務部財政課管財地籍班

令和2年 5月11日

鹿角市長 児 玉 一